

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

NOVEMBER 6TH 2019

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【貿易・投資】

- 米国の対中制裁関税 新たに適用除外 83 品目発表

### 【経 済】

- 10 月製造業 PMI 指数 前月比 0.5 ポイント下落の 49.3
- 人民銀行の第 3 四半期景況感調査 銀行・企業部門ともに悪化
- 今後 5 年間で国際的な消費の中心都市を形成
- 2019 年秋季広州交易会 輸出成約額 1.9%減 ASEAN 向けは 39.2%増

## ■ RMB REVIEW

- 第 1 段階の米中合意で反発も限定的に止まる

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「全国人民代表大会常務委員会の國務院に自由貿易試験区で適用する関係法律の規定を暫時調整する権限を授与することに関する決定」
- 「ビジネス環境改善条例」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

### 【貿易・投資】

#### ◆米国の対中制裁関税 新たに適用除外 83 品目発表

米国通商代表部(USTR)は10月28日、対中制裁関税第3弾(2,000億ドル相当の中国製品に25%の追加関税)の対象から、新たに83品目(注1)を適用除外とすることを発表した。適用除外品目の発表は2018年12月以降11回目で、累計1,126品目に上る。

今回の適用除外品目には、自動車、電気機器、鉄鋼製品、家具等に関連するものが多く、シートベルトのリトラクター、ガス点火制御装置、スチール製折り畳み式作業台、木製チェスト等が含まれる。

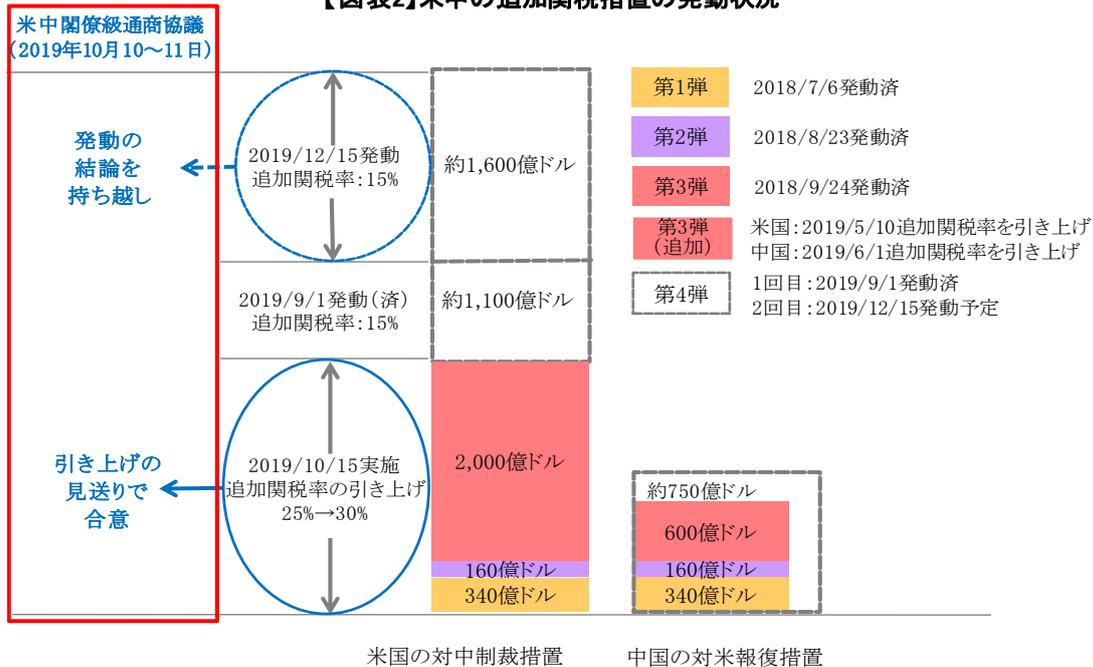
なお、USTRは10月31日、対中制裁関税第1弾における認定済み適用除外品目のうち、今年12月28日を以って除外適用期間が終了する31品目に対し、適用期間を1年間延長することを検討し、その是非について、パブリックコメントを実施することを発表した(注2)。

【図表1】米国対中制裁関税における適用除外品目

回数	発表日	関連対中制裁関税	除外品目数	適用期間
1回目	2018/12/28	第1弾	31	2018/7/6~2019/12/28
2回目	2019/3/25	第1弾	33	2018/7/6~2020/3/25
3回目	2019/4/18	第1弾	21	2018/7/6~2020/4/8
4回目	2019/5/14	第1弾	40	2018/7/6~2020/5/14
5回目	2019/6/4	第1弾	89	2018/7/6~2020/6/4
6回目	2019/7/9	第1弾	110	2018/7/6~2020/7/9
7回目	2019/7/31	第2弾	69	2018/8/23~2020/7/31
8回目	2019/8/7	第3弾	10	2018/9/24~2020/8/7
9回目	2019/9/20	第1弾 第2弾 第3弾	310 89 38 } 437	2018/7/6~2020/9/20 2018/8/23~2020/9/30 2018/9/24~2020/8/7
10回目	2019/10/2	第1弾 第2弾	92 111 } 203	2018/7/6~2020/10/2 2018/8/23~2020/10/2
11回目(今回)	2019/10/28	第3弾	83	2018/9/24~2020/8/7

(出所) USTRの発表を基に作成

【図表2】米中の追加関税措置の発動状況



(出所) 米中両国政府の発表を基に作成

(注1) 適用除外品目の詳細は USTR の下記サイトに掲載

対中制裁関税第1弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/34-billion-trade-action>

対中制裁関税第2弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/16-billion-trade-action>

対中制裁関税第3弾: <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/200-billion-trade-action>

(注2) 対中制裁関税第1弾の適用除外31品目の適用期限延長に関するパブリックコメントの詳細は下記サイトに掲載

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Request\\_for\\_Comments\\_Concerning\\_the\\_Extension\\_of\\_Particular\\_Exclusions.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Request_for_Comments_Concerning_the_Extension_of_Particular_Exclusions.pdf)

## 【経済】

### ◆10月製造業PMI指数 前月比0.5ポイント下落の49.3

国家統計局、中国物流購買連合会は10月31日、10月の「製造業PMI」が前月比▲0.5ポイントの49.3だったと発表。景況感の節目となる50を6ヶ月連続で割り込んだ(図表1)。

項目別では、「新規受注指数」が49.6(前月比▲0.9ポイント)、「新規輸出受注指数」が47.0(同▲1.2ポイント)、「輸入指数」が46.9(同▲0.2ポイント)と、ともに前月から下落し、50を下回った(図表2)。

「生産高指数」は50.8(同▲1.5ポイント)、今後の景況感動向を示す「生産経営活動期待指数」は54.2(同▲0.2ポイント)と、50を上回ったものの、いずれも前月から下落した(図表2)。

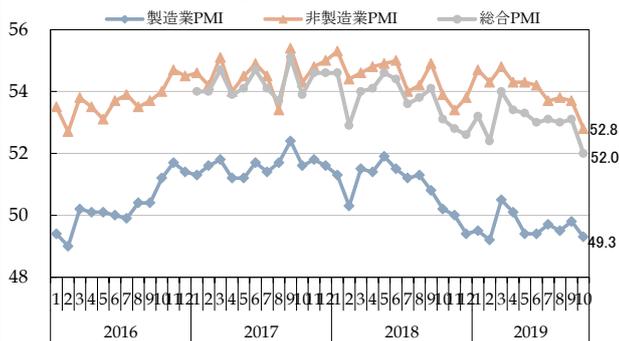
「製造業PMI」を企業規模別で見ると、大型企業は49.9(同▲0.9ポイント)、中型企業は49.0(同+0.4ポイント)、小型企業は47.9(同▲0.8ポイント)と、中型企業だけが前月から上昇した。

一方、10月の「非製造業PMI指数」は52.8(同▲0.9ポイント)と50を上回る水準を維持したものの、前月から下落した。業種別では、サービス業が51.4(同▲1.6ポイント)と下落した一方、建築業は60.4(同+2.8ポイント)と上昇して高水準となった。

なお、製造業と非製造業のPMIを加重平均して算出した経済全体の景況感を捉える「総合PMI指数」は52.0(同▲1.1ポイント)だった(図表1)。

政府系シンクタンクの国務院発展研究センターは、中国経済の下振れ圧力は高まっており、有効な内需・投資拡大策を通じてさらなる減速に歯止めを掛けることが、足元の喫緊の課題と指摘している。

【図表1】PMIの推移



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成  
(注) 総合PMIは2017年から発表開始

【図表2】製造業PMIの主要項目の推移

	製造業PMI指数	生産高指数	新規受注指数	新規輸出受注指数	原材料価格指数	輸入指数	雇用指数	生産経営活動期待指数	
2019	1月	49.5	50.9	49.6	46.9	46.3	47.1	47.8	52.5
	2月	49.2	49.5	50.6	45.2	51.9	44.8	47.5	56.2
	3月	50.5	52.7	51.6	47.1	53.5	48.7	47.6	56.8
	4月	50.1	52.1	51.4	49.2	53.1	49.7	47.2	56.5
	5月	49.4	51.7	49.8	46.5	51.8	47.1	47.0	54.5
	6月	49.4	51.3	49.6	46.3	49.0	46.8	46.9	53.4
	7月	49.7	52.1	49.8	46.9	50.7	47.4	47.1	53.6
	8月	49.5	51.9	49.7	47.2	48.6	46.7	46.9	53.3
	9月	49.8	52.3	50.5	48.2	52.2	47.1	47.0	54.4
	10月	49.5	50.8	49.6	47.0	50.4	46.9	47.3	54.2

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

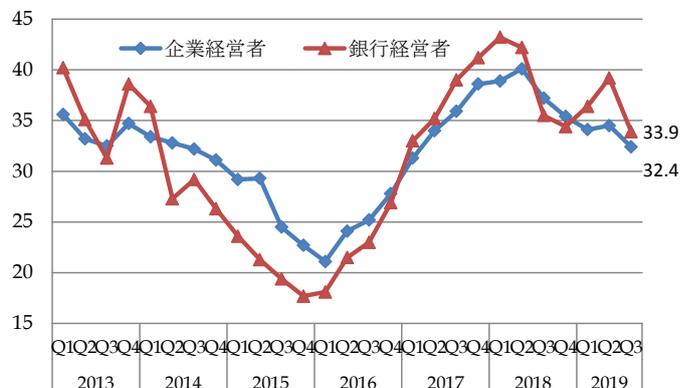
### ◆人民銀行の第3四半期景況感調査 銀行・企業部門ともに悪化

中国人民銀行は10月24日、企業、金融機関、個人を対象とする2019年第3四半期の景況感アンケート調査結果を発表した。銀行・企業部門ともに景況感は前期から悪化した。

銀行経営者のマクロ経済景況感指数は33.9と、前期の39.2から5.3ポイント低下した(図表1)。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合が前期の23.5%から33.4%に急増した(図表2)。

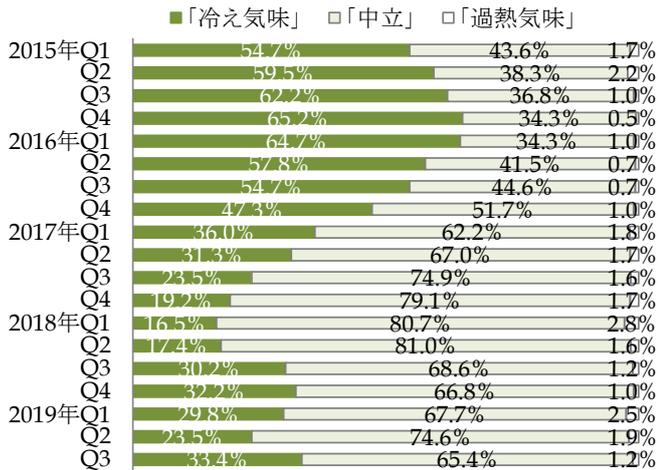
また企業経営者のマクロ経済景況感指数は、前期の34.5から2.1ポイント低下して32.4となった。前期は小幅に上昇したが、持続的な改善とはならなかった(図表1)。足元の景気について、「冷え気味」と感じる人の割合は32.2%から36.3%に増加した(図表3)。

【図表1】マクロ経済景況感指数の推移



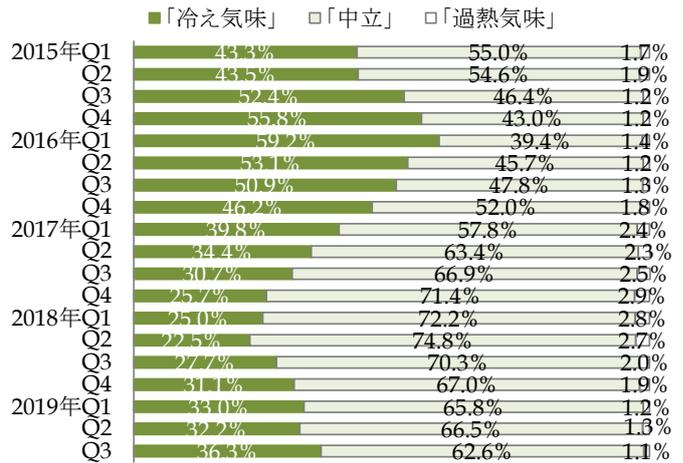
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

【図表2】銀行経営者の景気に対する実感



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

【図表3】企業経営者の景気に対する実感



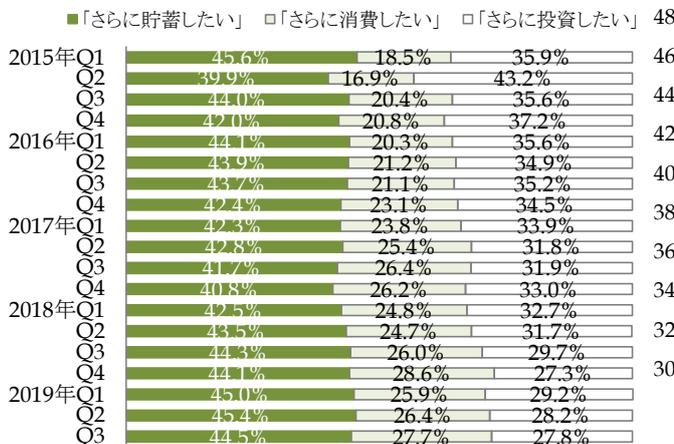
(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

都市部預金者の貯蓄・消費・投資意欲に関する調査では、「さらに貯蓄したい」と回答した人の割合が前期の45.4%から44.5%に減少した。一方、「さらに消費したい」は前期の26.4%から27.7%に増加し、「さらに投資したい」は28.2%から27.8%に減少した(図表4)。

なお、預金者が今後3ヶ月以内に支出を増やしたい上位7項目(複数回答)には、①教育(31.5%)、②旅行(30.6%)、③医療保健(25.8%)、④住宅(21.5%)、⑤高額商品(20.9%)、⑥交際・文化・娯楽(18.1%)、⑦保険(15.2%)が挙げられた。

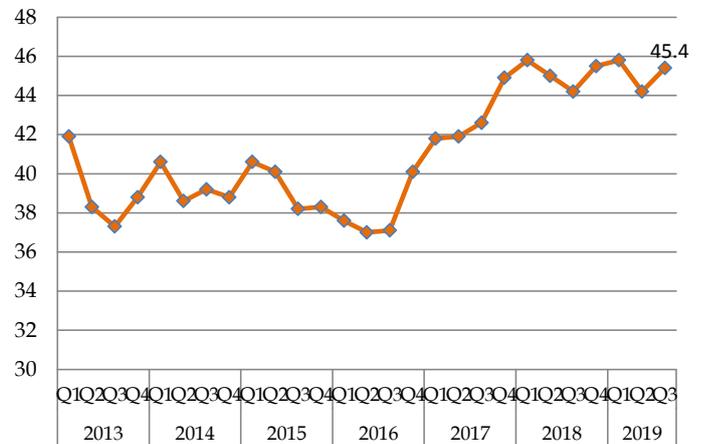
また、都市部預金者の足元の雇用状況の実感を示す雇用信頼感指数については、前期から1.2ポイント改善して45.4と、2期ぶりに上昇した(図表5)。

【図表4】預金者の貯蓄・消費・投資意欲



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

【図表5】預金者の雇用信頼感指数の推移



(出所) 中国人民銀行の発表を基に作成

## ◆今後5年間で国際的な消費の中心都市を形成

商務部ほか計14の省庁は10月25日、「国際的な消費の中心となる都市の形成に関する指導意見」(商運発[2019]309号)を発表した。消費の潜在力や国際化レベルが高く、国際消費の中心都市実現に強い意欲のある都市を対象に、今後5年前後をかけ、周辺地域や世界に対する影響力と魅力を有する国際消費の中心都市に育てるもの。こうした都市の形成が大・中規模都市の国際化レベルの向上、消費の質的向上の加速、強大な国内市場の形成促進や経済発展の牽引役としての消費の役割強化につながることを説明している。同「指導意見」では、当該都市の任務として6項目を挙げている(【図表】参照)。

## 【図表】「国際消費の中心都市」の任務の主な内容

- ① 良質な商品・サービスの供給増加
  - ✓ 中国国際輸入博覧会等のプラットフォームを利用し、消費の質的向上のニーズに合った良質な商品の輸入を拡大
- ② 国際的な影響力を有する新しい商業エリアの建設
  - ✓ 商店街・歩行者天国の整備
  - ✓ 国内外の有名ブランドの出店を誘致
- ③ 消費イノベーションの推進
  - ✓ 商業と旅行・文化・スポーツ・レジャー等とを融合した新しい業態やモデルを模索
  - ✓ 従来型のデパート、大型スポーツ施設、遊休工場用地等を体験型消費施設、娯楽施設、健康・介護施設などに改造
- ④ 消費のトレンドの把握
  - ✓ 見本市、ファッション・ウィーク、販売促進会などの開催
- ⑤ 消費環境の改善
  - ✓ 環境美化。サービス施設での多言語案内表示設置
  - ✓ 高効率の旅客輸送・物流配送システムの整備
- ⑥ 消費環境の改善
  - ✓ 海外からの観光客の中国ブランド商品購入を促進するべく、免税店にかかる政策を整備
  - ✓ 健康・医療・教育・文化・レジャー等のサービス産業の対外開放を推進

各種報道によると、第一陣の対象は北京、上海、深圳、広州、重慶、成都、西安、青島、武漢、寧波などの都市になると見られている。このうち、寧波市では、今年10月に「寧波市国際消費都市実施計画」を発表し、2021年までに社会消費財小売の総額 5,300 億元、伸び率 8%以上を実現するなどの目標を掲げたほか、深圳市は9月に「深圳市国際消費の中心都市建設にかかる行動計画(2019-2021年)」を、また武漢市は6月に「全市で新消費の加速により国際消費の中心都市を建設することに向けた3ヶ年行動計画」を打ち出すなど、国のこれまでの消費促進政策等に基づき、国内外の消費者の需要をより満足させる国際消費の中心都市を目指す意向を示しているという。

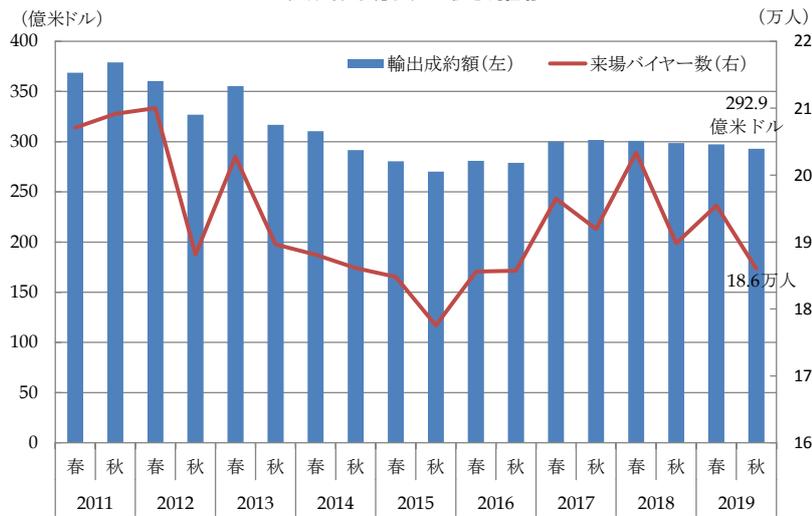
### ◆2019年秋季広州交易会 輸出成約額 1.9%減 ASEAN 向けは 39.2%増

10月15日から11月4日まで開催された2019年秋季(第126回)「中国輸出入商品交易会(広州交易会)」は、広報担当の中国対外貿易センターの発表によると、輸出成約額が前年比▲1.9%の292.9億米ドル、来場バイヤー数が同▲2.0%の18万6,015人と、何れも前年の秋季交易会を下回り、対外貿易を巡る内外環境が一層厳しくなっているとの認識を示した。

一方、成約額を地域別で見ると、ASEANは前年比+39.2%の34.4億米ドル、アフリカは同+10.7%の28.1億米ドルと好調だった。また、「一帯一路」沿線国との成約額は同+14.8%の110.6億米ドルと伸び率は前年の同+2.7%から大きく拡大した。

成約額に占める製品別割合を見ると、電気・機械製品が54.4%と最も大きく、軽工業品が24.7%、繊維アパレル製品が5.8%と続いた。また、新エネルギー関連、バス・トイレ等の住宅設備、電子製品、照明器具が最も伸びた分野だったという。

## < 広州交易会の取引推移 >



(出所) 広州交易会公式ウェブサイトの発表を基に作成

RMB REVIEW

◆第1段階の米中合意で反発も限定的に止まる

・10月のレビュー

10月のオンショア人民元(以下人民元)の対ドル相場は、1日から7日までの国慶節の連休中にややドル安が進んだことを受け、8日に前月終値(7.1480)から若干人民元高の7.1328で寄り付いた。7日に米商務省が中国の28企業・団体の米国禁輸リストへの掲載を発表すると、9日に月間安値7.1533をつけた。その後、中国が米国から追加で大豆の購入を検討中と報じられると、人民元高方向へ反発。10日～11日の米中閣僚級通商協議で部分合意に概ね達したことが判明すると、週明け14日に一時高値7.0494まで上伸した。その後中国が合意文書作成に向けて追加協議を要請と報じられると、米中摩擦緩和への期待が一部剥落し、人民元対ドル相場は7.08を挟んだ価格帯で保ち合い相場へ移行。月末にかけて合意文書作成が実現するとの期待が高まったことに加え、30日のFOMCの結果を受けたドル安から31日寄り付き後に月間高値7.0411(執筆時点)をつけ、本稿執筆時点でも同水準近辺で推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(8月1日～10月31日)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
(注) 10月31日午前11時時点

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
(注) 2019年10月31日午前11時時点

・概ね第1段階の合意に達し10月の人民元相場は上昇

10月の人民元対ドル相場は、目先の焦点であった10日～11日開催の米中閣僚級通商協議で概ね第1段階の合意(部分合意)に達したことを好感し、人民元高基調となった。高値では一時8月中旬以来となる7.04台まで上伸。合意文書作成完了の見極めの必要性から反発は比較的小幅に止まったものの、市場の期待は維持されており、上述月間高値(7.0494)を上抜けて、7.0台前半(7.0～7.05)へのさらなる上昇を窺う展開となっている。大局的にも9月初旬につけた2008年2月以来11年ぶりの安値(7.1854)からの反発の流れが続いている。

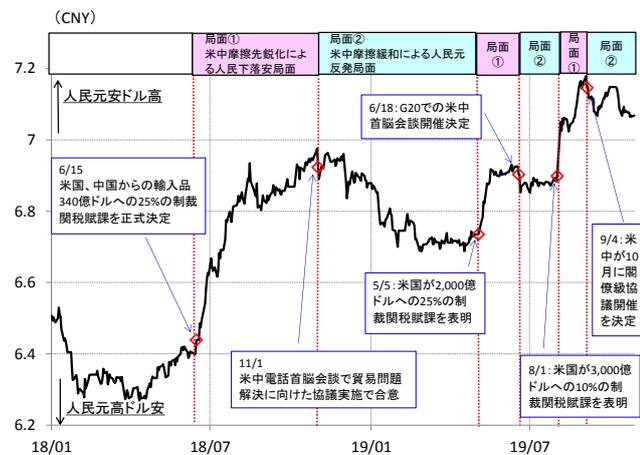
・一旦米中摩擦緩和による人民元反発局面へ

本誌10月2日号でも指摘した通り、人民元相場は、昨年半ばに米中の制裁関税の応酬が始まって以降、米中摩擦関連の動きに合わせて、①摩擦先鋭化による人民元下落局面(局面①)、②摩擦緩和による人民元反発局面(局面②)を繰り返して来た(第3図)。8月以降は、対中制裁関税第4弾の発動表明により再び局面①に入り、先月号では、10月10日～11日の米中閣僚級通商協議の帰趨がまだ予断を許さなかったことから、当面

この局面①が続くと判断していた。その後今月に入り米中閣僚級通商協議で第1段階の合意に概ね達し、月末にかけての追加の閣僚級電話協議で、合意文書作成に至る可能性が高まったと判断。結果的に10月の米中閣僚級通商協議開催が決定した9月4日以降、足元まで局面②に転換していたと判断を改めた。但し、結局合意文書作成に至らず、米中摩擦が再燃する結果、一転局面①に転換するリスクがまだ残る点にも留意はしておきたい。また、現時点では、第2、第3段階の協議が難航する結果、先行き再び局面①に転換するシナリオを有力視している。こうした点から、長い目でみれば、基本的に下落リスクが熾るとの認識は維持したい。

10月は米金利が再び反発地合いにあったことを主因に、米中金利差はドルに有利な方向へ推移していた(第4図)。しかし、米中摩擦緩和期待がさらに強まり、為替市場全般も緩やかにリスク選好的な方向へ推移したことを背景に、ドルが多くの通貨に対して下落し、人民元もドルに対して反発地合いとなった。米中通商摩擦関連の材料に対する市場の反応が、引き続き人民元の相場形成に大きな影響を与えている。

第3図：米中通商摩擦と人民元対ドル相場の局面判断



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
(注) EUR57.6%、JPY13.6%、GBP11.9%、CAD9.1%、SEK4.2%、CHF3.6%

第4図：人民元対ドル相場と米中3年金利差



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

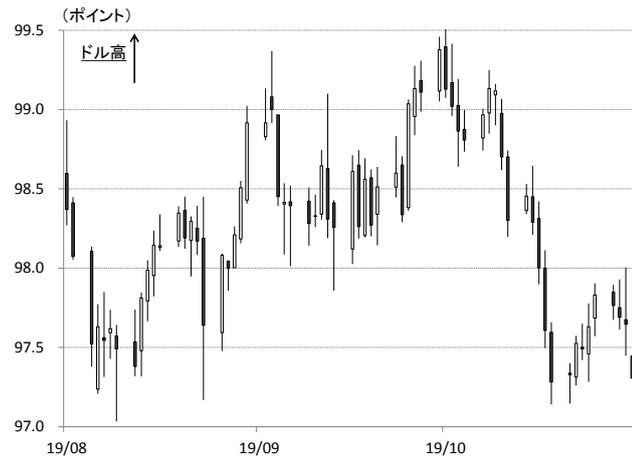
・人民元名目実効為替レートは、2016年後半以降形成のレンジを小幅に割り込んで推移中

10月のドルの名目実効為替レートは、大きく下落した後に月末にかけて小幅に持ち直した。人民元名目実効為替レートもジリ安基調となり、現在の24通貨からなる名目実効為替レートが公表された2017年初以来の最低水準を更新した後、月末にかけて小幅に反発した(第5、6図)。今月の人民元対ドル相場の反発は、ドルの下落が相対的に大きかったためと言える。

人民元名目実効為替レートは、2016年後半以降形成して来たレンジを8月に割り込み始め、今月は同レンジからさらに小幅に下放れる方向へ推移した。以前から指摘の通り、同レンジは、IMF推計の人民元の長期的な均衡レートにも概ね相当しているもので、長期的には人民元名目実効為替レートがこのレンジ近辺で安定推移することがマクロ経済管理上望ましいと考えられる。中国当局が、折に触れて人民元相場を均衡水準で安定させると述べる際、こうしたレンジが念頭にあると、当方は考えている。

この点、足元のように景気が減速局面にある場合は、そうした循環的な状況に合わせて、人民元名目実効為替レートがこうしたレンジを小幅に割り込んで推移することは許容され得るとみている。逆に言えば、引き続き人民元名目実効為替レートが、ここから大幅に下落する展開は考え難いとみている。

**第5図：ドル名目実効為替レート(DXY 指数)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
 (注) EUR57.6%、JPY13.6%、GBP11.9%、CAD9.1%、SEK4.2%、CHF3.6%

**第6図：人民元名目実効為替レート**

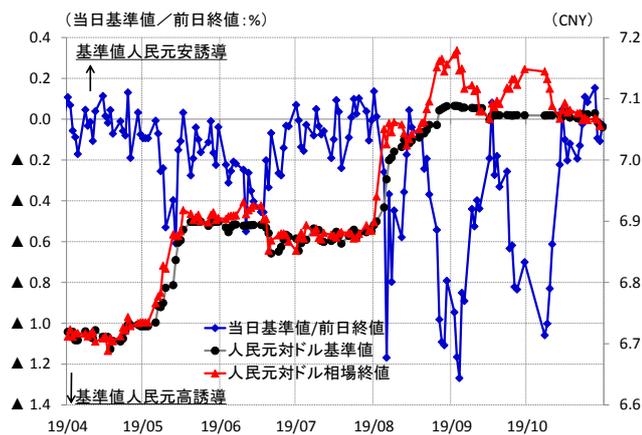


(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成  
 (注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・中国当局は足元人民元基準値設定により、7.05～7.08 近辺への誘導を志向か

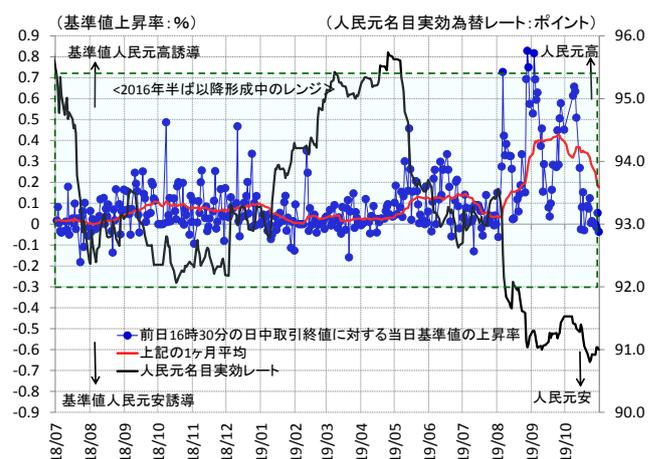
第7図は人民元の前日の対ドル終値に対する当日の対ドル基準値の比率、第8図は前日の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率である<sup>1</sup>。各比率から基準値設定による当局の人民元誘導スタンスを検証している。10月も人民元が対ドルで既往最安値圏で推移していた月前半を中心に、対ドル基準値、名目実効為替レートベースの基準値共に引き続き大幅な人民元高方向に設定されており、中国当局は基本的に人民元の下落抑制スタンスを維持していた。対ドルでは、人民元相場が7.15台から7.05台へ反発しても8月下旬以降一貫して1ドル=7.05～7.08人民元で基準値を設定。当局が当面水準近辺への誘導を志向している可能性が窺われる(現時点では過度な人民元高も望まない)。

**第7図：対ドル基準値設定による人民元誘導スタンス**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第8図：基準値設定による人民元誘導スタンス**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

<sup>1</sup> 現在オンショア人民元の取引は、現地時間9時30分から16時30分まで日中取引が行なわれた後、16時30分から23時30分まで夜間取引が行なわれている。中国人民銀行による毎朝9時15分の人民元の24通貨に対する基準値の設定は、前日日中取引終了時の16時30分から当日7時30分までの人民元名目実効レートが安定するように決定するとされている。しかし、実際には人民元高・安方向にバイアスがある場合が多く、これを観測することによって人民元基準値設定を通じた当局の人民元誘導スタンスを検証したもの。

## ・10月の米中閣僚級通商協議では、概ね第1段階の合意に到達

10月10日～11日に焦点の米中閣僚級通商協議がワシントンで開催された。これまで米中通商協議では、技術移転強要とサイバー攻撃など、主に8つの項目で協議が行われて来た(第9図)。11日の協議終了後の米中共同記者会見で、トランプ大統領は、このうち「農業」、「サービス」、「通貨」の3分野で大きな進展があり、第1段階の合意に概ね達したと述べた。特に農業の分野では、中国が米国産農産物の購入を年間400億ドル～500億ドルへと大幅に増加させることで合意したとされている。これに対し、米国は10月15日から予定されていた対中制裁関税第1弾～第3弾(対象2,500億ドル)の関税率の引き上げ(25%→30%)を保留とした。一方、12月15日から発動予定の第4弾の残り(1,600億ドルに対する15%の制裁関税)の扱いについては明言せず、既に発動された関税も現時点では全てそのままとなった。こうした合意内容の細部を詰めた上で正式な合意文書の作成を目指している模様だ<sup>2</sup>。

### 第9図：10月10日～11日の米中閣僚級通商協議による部分合意の概要

米中通商協議の主な論点と合意状況	
① 技術移転強要とサイバー攻撃 一部進捗はあったが、第2段階、あるいは第3段階の協議でさらに話し合う予定。	⑤ 非関税障壁(中国製造2025など) 言及無し。
② 知的財産権 多くの進捗があったが、第2段階の協議でさらに話し合われる。	⑥ 通貨 為替市場の透明性と自由な市場について合意しほぼ完了。
③ 農業 中国は年間400億ドル～500億ドルの農産物を購入することで合意しほぼ完了。	⑦ 貿易赤字削減 言及無し。
④ サービス 大手銀行やカード会社にとって大きな恩恵のある金融市場の開放について合意しほぼ完了。	⑧ 合意事項の実施状況の検証 合意内容監視・紛争処理の枠組みの必要性について合意し、今回の合意文書にもこれに関する条項が入る。今後細部を詰める予定。
米国による対中制裁関税の扱い 第1段階の協議に関する合意文書が作成されることを前提に、10月15日からの第1弾～第3弾の制裁関税率の引き上げ(25%→30%)を保留する。12月15日から発動予定の第4弾制裁関税の残り(対象1,600億ドル)については、トランプ大統領の判断次第。	
その他 ファーウェイ問題は今回の協議で採り上げず、別途協議する。	

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・第1段階で合意も第2段階以降の協議は難航すると予想

25日に行われた電話による追加の米中閣僚級通商協議後に、米通商代表部(USTR)は、一部事項で最終的な詰め近づいているとコメントした(第10図)。現時点では合意文書については一先ず作成に至る可能性が高まっている<sup>3</sup>。次の焦点は、それにより12月に発動予定の第4弾の残りの制裁関税(対象1,600億ドル)が保留となるのか、あるいは既に発動された第1弾～第4弾(一部)<sup>4</sup>の制裁関税の一部が取り下げになるかどうかだ。また、「技術移転強要とサイバー攻撃」など、より難易度の高い事項を扱う第2段階以降の協議について、今後米国がどのような交渉スタンスを取るかも注目される。

当方は、第1段階の合意文書は作成されるに至るものの、制裁関税撤廃は12月15日発動予定の第4弾の残りに対するものの保留に止まり、既存の制裁関税は第2段階以降の協議を見据えて据え置かれるのではないかとみている。そして、第2段階以降の協議についても、米国は引き続き交渉の進展次第では第4弾の残りの制裁関税発動や、さらなる追加的な対中制裁をちらつかせて圧力をかけ続けるような展開を有力視している。これに対し、リスクシナリオとしては、事態が予想以上に好転するケースとして、今回の第1段階の合意をもって米大統領選を控えて事実上休戦となる、あるいは既存の制裁関税の多くが取り下げられるようなケースが考え

<sup>2</sup> 当初は11月16日、17日にチリ・サンチャゴで開催予定であったアジア太平洋経済協力会議(APEC)サミットで、米中首脳による合意文書の署名式を計画していたが、同地におけるデモ・暴動の影響から、同サミットは中止となった模様だ。

<sup>3</sup> 29日のロイターによる報道では、米当局者が、米中間の合意文書作成に向けた動きは崩れていないものの、11月16、17日のAPECサミット(その後中止が決定)における署名式には間に合わない可能性があるとして述べたと報じており、依然予断を許さない面が残っている。

<sup>4</sup> 米国による対中制裁関税第4弾のうち、1,100億ドル分については9月1日より関税率15%で発動済み。残り1,600億ドル分が12月15日より関税率15%で発動予定。

られる。逆に事態が予想以上に悪化するケースとしては、合意文書作成に至らず、中国による米国産農産物の大量購入も見送りになるようなケースがあり得よう。

## 第10図：米中通商協議に関する動向(10月以降)

日時	発言者など	内容
10月		
7日	中国関係者 米商務省	中国は米国との通商合意に向けて、協議の範囲を狭める意向。 中国の監視カメラ大手など28団体・企業をエンティティ・リストに掲載(事実上の禁輸措置)。
8日	米商務省 ホワイトハウス	新疆ウイグル自治区でのイスラム教徒弾圧などに対し、一部の中国当局者のビザの規制措置を発表。 米国からの中国への証券投資の規制は、政府年金基金による中国株投資に焦点を当てている(Bloomberg)。
9日	交渉関係者 関係者 関係者	中国が米国からの大豆購入量を、年間2,000万トンから3,000万トンに増加させることを提案(Financial Times)。 中国は、米国と部分的な通商合意を結ぶことに依然として門戸を開いている(Bloomberg)。 米国がファーウェイに対して機密性の低い製品を供給することを一部の企業に近く認める可能性(New York Times)。
10日	関係者	米政府が、中国との部分合意の一環として、過去に合意した通貨協定を盛り込むことを検討中(Bloomberg)
	トランプ大統領	我々は中国と合意できるか目にするようになる。
11日	トランプ大統領	米中通商協議は第1段階の合意に達した。
14日	中国当局	第1段階の合意文書署名の前にさらなる交渉を希望(Bloomberg)
15日	米議会	香港人権法案を可決。
16日	中国当局	香港人権法案が署名されれば報復措置を取る。
16日	ムニューシン財務長官	米中次官級電話協議が今週行われる(Bloomberg)。
17日	中国当局者	中国は合意文書作成に向けて米国と緊密に連携。 中国は、第1段階の合意に基づき、中国の需要と市場原理に従い、米国による望ましい環境の下で農産物を購入する。
21日	ライトハイザー-USTR代表 クロー-米国家経済会議委員長	第1段階の合意に向けてはまだ解決すべき問題があり、25日に米中閣僚級電話協議を開催する予定。 交渉が順調に行けば、12月15日に予定されている対中制裁関税第4弾の残りの発動を取り下げる。
22日	中国外務次官	中国と米国は通商協議で一定の進展を果たした。
24日	関係者	中国は米国と部分的な合意に達した場合、1年目で少なくとも200億ドル相当の米国からの農産物の購入を目指している。
25日	米通商代表部	米中は通商合意の一部事項で最終的な詰め近づいている。
28日	トランプ大統領	中国と予定より早くかなり大きな合意に署名する可能性がある。
29日	米当局者	米中による第1段階の合意は、16、17日の署名に間に合わない可能性があるが、合意が崩れつつある訳ではない。

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・9月分経済指標には一部下げ止まりを示すものも散見された

今月発表された直近の経済指標は、総じて停滞感の残る内容ではあったものの、一部で下げ止まりともみられる指標も散見された(第11図)。まず今年第3四半期の実質GDP成長率は前年比+6.0%と事前予想(同+6.1%)も下回り、前期(同+6.2%)からさらに減速した。国家統計局発表の内訳寄与度をみると、資本形成総額や純輸出が減速要因となっている。実際、9月分の輸出(前年比)や固定資産投資(年初来前年比)は減速(輸出はマイナス幅が拡大)が続いていた。一方、社会消費財小売総額(前年比)や鉱工業生産(前年比)は前月から加速しており、前月までの減速傾向に少なくとも一旦歯止めが掛かった。製造業PMIなど先行指標も、今朝方発表された直近10月分は再び下落したものの、年初からの趨勢でみると、下げ止まりとも取れる動きがみられている。依然米中摩擦の行方に関する不透明感が完全に払拭されない中、景気がこのまま回復に向かうかはまだ不透明だが、年初から実施されて来た景気刺激策が漸く顕在化しつつある可能性も浮上して来た。

## 第11図：中国の主要経済指標推移

	2019年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実質GDP成長率(前年比:%)	6.4		6.2			6.0			-	
社会消費財小売総額(前年比:%)	8.2		8.7	7.2	8.6	9.8	7.6	7.5	7.8	-
固定資産投資(年初来、前年比:%)	6.1		6.3	6.1	5.6	5.8	5.7	5.5	5.4	-
工業生産(前年比:%)	5.3		8.5	5.4	5.0	6.3	4.8	4.4	5.8	-
製造業PMI(インデックス)	49.5	49.2	50.5	50.1	49.4	49.4	49.7	49.5	49.8	49.3
非製造業PMI(インデックス)	54.7	54.3	54.8	54.3	54.3	54.2	53.7	53.8	53.7	52.8
輸出(前年比:%)	9.3	▲ 20.8	13.8	▲ 2.7	1.1	▲ 1.3	3.3	▲ 1.0	▲ 3.2	-
輸入(前年比:%)	▲ 1.6	▲ 5.2	▲ 7.9	4.0	▲ 8.5	▲ 7.4	▲ 5.3	▲ 5.6	▲ 8.5	-
消費者物価(前年比:%)	1.7	1.5	2.3	2.5	2.7	2.7	2.8	2.8	3.0	-

(資料) 中国国家統計局、Bloombergより三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成 (注) 青色の部分は前月から伸び率が低下(悪化)した項目

## ・11月の見通し

人民元対ドル相場は、引き続き米中通商摩擦関連のイベント・材料を中心に動いている。こうした中、本文中でも指摘の通り、11月は①米中通商協議における第1段階の合意文書が完成に至るかどうか、②その結果、制裁関税がどの範囲まで保留あるいは取り下げられるか、③第2段階以降の米中協議に対して、特に米国側がどのようなスタンスを取るか、が注目される。当方が想定しているシナリオ、すなわち①は何とか文書完成に漕ぎ着け、②制裁関税は、12月15日発動予定の第4弾までは保留となる、が実現すれば、人民元は1ドル=7.00~7.04人民元を視野に、一定の人民元高動意はあり得よう。もっとも、②で既存の制裁関税が据え置かれることに加え、③第2段階以降の協議を巡って、米中摩擦が依然燻り続けることから、中国経済の見通しにも不透明感が残り、人民元の反発も1ドル=7.0人民元程度までと限定的に止まると共に、先行き下落圧力が燻り続ける展開を有力視している。

尚、毎朝の基準値設定などによる当局の人民元安抑制策が一定の効果を発揮するとの見方も従来から不変だ。その結果、人民元相場の下落余地も最終的には限定的との見方も維持している。

## 予想レンジ

	11月~12月	1月~3月	4月~6月	7月~9月
USD/CNY	6.98~7.18	7.05~7.25	7.00~7.30	7.00~7.30
CNY/JPY	14.8~15.9	14.4~15.7	14.2~15.6	14.0~15.5

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(10月31日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	
2019.10.28	7.0600	7.0523~7.0699	7.0615	-0.0101	6.4951	-0.0153	0.9008	-0.0012	7.8336	-0.0276	2.6900	3,122.12	26.32
2019.10.29	7.0600	7.0530~7.0650	7.0637	0.0022	6.4885	-0.0066	0.9008	0.0000	7.8287	-0.0049	2.2000	3,095.02	-27.10
2019.10.30	7.0655	7.0542~7.0678	7.0584	-0.0053	6.4845	-0.0040	0.9004	-0.0004	7.8475	0.0188	2.8000	3,079.45	-15.57
2019.10.31	7.0450	7.0310~7.0498	7.0350	-0.0234	6.4779	-0.0066	0.8976	-0.0028	7.8514	0.0039	2.4000	3,068.72	-10.74
2019.11.01	7.0490	7.0366~7.0497	7.0376	0.0026	6.5195	0.0416	0.8979	0.0003	7.8525	0.0011	2.3000	3,099.28	30.57

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は10月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【法律】

【自由貿易試験区】

○「全国人民代表大会常務委員会の国務院に自由貿易試験区で適用する関係法律の規定を暫時調整する権限を授与することに関する決定」

(2019年10月26日に第13期全国人民代表大会常務委員会第14次会議において可決、  
 2019年12月1日施行)

自由貿易試験区内で一部法律の規定を暫定的に調整する権限を国務院に授与することについての決定。権限授与の期間は3年とされている。

■いずれも行政許可事項に関わる手続きの変更。行政許可事項とその変更内容は、以下の通り。

- ① 対外貿易経営者届出登記: 取り消し
- ② トラクター運転訓練学校、運転訓練班の資格認定: 取り消し
- ③ 消防製品の品質認証、消防施設の検査、消防安全モニタリングを行う消防技術サービス機構の資格審査・許可: 取り消し
- ④ 食品経営許可(包装済み食品の販売に限る): 審査・許可から届出に変更
- ⑤ 通関専門企業の登録登記: 審査・許可から届出に変更
- ⑥ 公衆が集まる場所での投入・使用・営業前の消防安全検査: 告知承諾制を実施(注: 企業などの当事者が消防安全基準に適合し、関係資料を提出することを承諾すれば、その場で審査・許可を決定するもの)
- ⑦ 草の種子の輸出入に関わる生産経営許可証発行: 手続きを簡素化(省級林草部門の審査を取り消し)

■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201910/8ad8261ea88a4da4ae64c0a81eca6788.shtml>

【行政法規】

【ビジネス環境】

○「ビジネス環境改善条例」

(国務院令第722号、2019年10月22日公布、2020年1月1日施行)

企業などの“市場主体”をめぐるビジネス環境の改善に関する国務院の条例。原文は「優化営商環境条例」で、本条例でいうビジネス環境は、市場主体が市場経済活動において関係する体制メカニズムの要素と条件とされる。

■本条例では、国家の役割について、「行政の簡政放権、放管結合、優化服務(注: 行政手続きの簡素化と権限委譲、監督管理方式の改善、サービスの最適化)の改革を深化させ、政府の市場資源の直接配置を最大限減少させ、政府の市場活動への直接干渉を最大限減少させ、行政手続きの事中事後の監督管理を強化し、行政サービス能力とレベルの向上に注力し、制度性の取引コストを確実に引き下げ、市場の活力と社会の創造力をより大きく引き出し、発展の動力を増強させる。」と規定して

いる。また、各級政府と部門の役割については、「行政の公開・透明を堅持し、公開を常態化し、非公開を例外とし、決定・執行・管理・サービス・結果の公開を全面的に推進」するとしている。

■本条例は、市場主体の保護、市場環境、行政サービス、監督管理・法執行、法治の保障の 5 つの面について、具体的に規定している。その内容は、現政権が推進してきた行政改革の方針が中心だが、政府の説明によれば、業界団体や外資企業からの切実な要望も盛り込んだとしている。主な項目を例示すると、以下の通り。

- ・ 国家による市場主体(注:企業などの各種組織と個人、以下同じ)の資金、技術、人的資源、土地使用権等の各種生産要素と公共サービス資源の平等使用の保障
- ・ 入札及び政府調達での公開・透明、公平・公正による市場主体への平等待遇
- ・ 国家による市場主体の財産権、その他の合法権利・利益、経営者の身体・財産の安全の保護
- ・ 国家による知的財産権の権利侵害での懲罰的賠償制度の確立
- ・ 国家による中小投資者の権利・利益保護の強化
- ・ 国家による商事制度改革の深化、“証照分離”改革の推進(注:商事制度改革は市場主体の創業を容易にするための登記条件・手続きの簡素化、“証照分離”改革は市場主体の事業に関する許可取得を容易にするための行政許可手続きの簡素化)
- ・ 国家による全国統一の市場参入ネガティブリスト制度の実施
- ・ 政府関係部門による反独占・反不正競争の法執行の強化
- ・ 政府と関係部門による国家の各種減税・行政費用低減政策の厳格実施
- ・ 国家による金融機関の民営企業、中小企業への支援強化の奨励・支援
- ・ 政府関係部門による市場主体の登記抹消手続きの簡素化、時間短縮、コスト引き下げ
- ・ 政府と関係部門のサービス意識の増強
- ・ 国家による行政許可の新設の厳格抑制
- ・ 政府関係部門による法律・法規及び職責に基づく監督管理の厳格実施
- ・ 国家による“双随机、一公開”の監督管理の推進(注:“双随机、一公開”は、検査対象と検査人員の無作為抽出・選定、検査・処分結果の公開)
- ・ 行政の法執行での非強制的手段の運用普及、強制を実施する場合の市場主体の経営活動への影響の減少および行政による整理整頓、取り締まり等の活動での特定区域内の市場主体の一律の生産・業務停止措置の禁止(人民大衆の生命の安全、重大・特大事故の発生、国家の重大活動に関わる場合を除く)

ほとんどの条文は、主語が「国家」か「政府」あるいは「政府関係部門」であり、法制化することで各級政府に確実な実施を求めたものと思われる。

■原文は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content\\_5443963.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/23/content_5443963.htm)

規則

【対外貿易】

○「対外貿易経営者届出と原産地企業届出の“両証合一”の実施に関する公告」

(商務部・税関総署・中国国際貿易促進委員会公告 2019 年第 39 号、2019 年 9 月 23 日公布、同年 10 月 15 日施行)

企業・個人の商務部への対外貿易経営者届出と税関への原産地企業届出の手続きを一体で行うようにするもの。手続きに使用している両方のシステムを統合することで、1 回の手続きで両方の手続きが完了でき、これにより以後の原産地証明の申請が可能になる。

■原文は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201909/20190902901294.shtml>

【税】

○『「非居住納税者協定待遇享受管理弁法」』の発布に関する公告」

(国家税務総局公告 2019 年第 35 号、2019 年 10 月 14 日公布、2020 年 1 月 1 日施行)

非居住者が所在国と中国が締結した租税協定の待遇を享受する場合の手続きに関する規則。以前の同名の弁法を廃止して新たに制定したもの。

■主な規定は、以下の通り。

- ・ 非居住者が租税協定の待遇条件に適合すると判断する場合、納税申告時または源泉徴収義務者による納税申告時に、租税協定の待遇を享受するものとし、その後の税務機関の調査に備えて関係資料を保管する。
- ・ 非居住者が自ら納税申告を行う場合、源泉徴収義務者が納税申告を行う場合とも、所定の「報告表」を提出する。
- ・ 保管すべき関係資料は、以下の通り。
  - ① 租税協定の締約相手国の税務当局が発行した、非居住者が当年度または前年度の所得を取得したことを証明する税務上の居住者証明書（租税協定の国際運輸条項または国際運輸協定の待遇を享受する場合は、協定に定める地位を証明する書類）
  - ② 所得に関わる契約書・協議書、董事会または株主会の決議書、支払証憑等の権利帰属を証明する資料
  - ③ 租税協定の株式配当金、利息、ライセンス使用料の条項に定める待遇を享受する場合は、「受益所有者」の地位を証明する資料
  - ④ 非居住者が租税協定の待遇条件に合致することを証明するその他の資料

■原文は、国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138275/content.html>

### ○「税務行政許可事項の処理手続きの更なる簡素化に関する公告」

(国家税務総局公告 2019 年第 34 号、2019 年 10 月 14 日公布、同年 12 月 1 日施行)

税務に関する一部行政許可事項の手続き簡素化。

■主な内容は、以下の通り。

1. 処理時間の短縮
  - ・ 納税申告の延期の許可、増値税専用発票の最高限度額の審査・許可、実際の利益に基づく企業所得税の予定納税以外の予定納税方法の査定は、申請受理日から 10 業務日以内とする。
2. 申請文書の簡素化
  - ・ 所定の「税務行政許可申請表」の法定代表者(責任者)、連絡住所の欄を取り消す。
  - ・ 税額納付の延期、納税申告の延期の許可申請について、専用の申請表の提出を不要とする。
3. 提出資料の削減
  - ・ 税額納付延期の許可申請時は、関係資料の提出を不要とし、所定の「税務行政許可申請表」に関係情報と申請理由を記入する。
  - ・ 納税申告延期の許可申請時は、正常な申告が困難な状況についての説明資料の提出を不要とし、「税務行政許可申請表」に理由を記入する。
4. 文書送達手続きの簡素化
  - ・ 税務機関は税務処理サービス窓口で申請者に直接税務行政許可文書を交付する。

■原文は、国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138274/content.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 12 月 6 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>